

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年度第9回（定例会）

署名人 比嘉 佳代

委員長 神村 洋子

開催日時 平成29年8月1日（火）

開会 午後3時00分

閉会 午後4時40分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程2～6は非公開案件に該当

- | | |
|--|---------|
| 1 議案第15号 那覇市立図書館協議会委員の委嘱について | 【中央図書館】 |
| 2 議案第16号 平成30年度使用小学校教科用図書の採択について | 【学校教育課】 |
| 3 議案第17号 平成30年度使用中学校教科用図書の採択について | 【学校教育課】 |
| 4 議案第18号 平成30年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について | 【学校教育課】 |
| 5 議案第19号 平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について | 【学校教育課】 |
| 6 議案第20号 公文書非公開決定に対する審査請求について | 【学校教育課】 |
| 7 議案第21号 平成30年度教育委員会組織定数管理運営方針について | 【総務課】 |

出席職員

【生涯学習部】屋比久猛義部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、金城国夫主幹、奥浜隼人主査、伊禮道子主査

（中央図書館）我那覇生男館長、高吉情次さん、栗森俊司主査

【学校教育部】黒木義成部長

（学校教育課）武富剛課長、上江洲寛副参事、池原鉄指導主事、宮城紀子指導主事、

名嘉めぐみ指導主事

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成29年度第9回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いいたします。

はじめに議案第15号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。屋比久生涯学習部長、お願いいたします。

屋比久部長 よろしく申し上げます。生涯学習部でございます。議案第15号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」、那覇市立図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱する。平成29年8月1日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由でございますが、那覇市立図書館協議会委員について、任期満了に伴い委員を委嘱する必要があるもので、図書館法第15条及び那覇市立図書館条例第5条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、中央公民館 我那覇館長から説明させていただきます。

神村委員長 はい、お願いします。

我那覇館長 はいさい。中央図書館館長の我那覇です。よろしくお願いします。それでは議案の1ページです。名簿が付いていますので、お名前をお呼びしながらご説明をしたいと思います。今回、平成29年8月16日に発令する予定の委員ですが、まず一番目に吉田 肇吾先生、現在、沖縄国際大学 総合文化学部 日本文化学科の講師をされております。吉田先生は平成11年から18年に、同じく那覇市立図書館協議会の委員をされていまして。新任ではありますが、再びお世話になるということで考えております。次に廣瀬 真喜子氏、沖縄女子短期大学 児童教育学科の教授でございます。また、あわせて沖縄女子短期大学の図書館長も兼務されております。この方も新任ということでお願いしたいと考えております。次に呉屋 美奈子さん、沖縄国際大学 総合文化学部 日本文化学科 非常勤講師をされております。主に図書館を専門に講師をされていて、現在は恩納村の文化情報センター、恩納村立図書館ですが、こちらにも勤務をされているところでございます。次に大田 佳世子さん、那覇地区学校図書館協議会副会長、現在、銘苅小学校の教頭先生をされております。次に照屋 翔さん、那覇学校図書館司書研究会の役員、現在、真和志小学校の学校図書館司書をされております。この方も新任となっておりますが、以前、那覇市立図書館協議会の委員として、いろいろとご活躍された方で、改めてお願いしたいというところでございます。次に石黒 富美子さん、首里子どもの本を楽しむ会の代表者、お話ボランティア団体の代表者でございますが、現在、県の読書推進指導員もされていて、いろいろと活躍されているところです。前回に引き続いて再任ということで考えております。以上6人を今度新しく図書館協議会委員として委嘱したいということでの案でございます。以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

神村委員長 はい、ではこの件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 資料の差し替えがありましたけれども、これはどこが違いますか。

我那覇館長 差し替えについてですが、大変、申し訳ございませんでした。4番目の大田 佳世子先生、那覇地区学校図書館協議会副会長、銘苅小学校教頭の「苅」と言う字に誤植がありまして、「𦵿（くさかんむり）」が抜けていましたので、差し替えをさせていただきました。失礼いたしました。

神村委員長 はい、ほかにございますか。よろしいでしょうか。はい、では議案第15号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということであります。議案第15号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」は、議決致しました。はい、以上です。

よろしいですか。続いて日程2～5までは、教科用図書の採択に係る案件であり、せいひつな環境を確保するため、非公開とすることが適当であると思われます。日程2～5までは、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということであります。それでは日程2～5までは非公開とします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。では進めて参ります。議案第20号「公文書非公開決定に対する審査請求について」を議題といたします。黒木部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第20号「公文書非公開決定に対する審査請求について」、那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）第20条第1項の規定により、別紙のとおり諮問する。平成29年8月1日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 全国学力・学習状況調査における那覇市立小・中学校の平均値等について公文書公開請求があり、那覇市情報公開条例第7条第1項第4号に基づき非公開決定をした。本決定に対し請求者より開示を求める不服申立てが行われている。ついては、那覇市情報公開条例第20号第1項の規定により那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があるためこの議案を提出する。説明は学校教育課が行います。

神村委員長 はい、武富課長、どうぞ。

武富課長 1ページをご覧ください。これは公文書非公開決定に対する審査請求について諮問されています。那覇市教育委員会委員長 神村 洋子委員長より那覇市情報公開・個人情報保護審査会会長あてに出されたものであります。那覇市情報公開条例第20条第1項の規定により下記のとおりに諮問します。1、案件名 全国学力・学習状況調査における那覇市立小・中学校の平均値についての公文書非公開決定処分に対する審査請求。2、添付資料 (1)～(4)となっております。資料の8ページから順番に説明をしていきたいと思います。8ページをご覧ください。公文書公開請求書というこ

とで、今年度、5月26日に配布されております。※個人情報にかかる資料説明※
公開の内容につきましては9ページになりますが、請求する公文書内容につきましては、平成19年度～平成28年度までにおける、(1)全国学力学習状況調査の
(ア)国語A・B(小学校・中学校)、算数A・B(小学校)、および数学A・B
(中学校)に関する、(a)貴団体内の平均値、(b)各学校の平均値、および
(c)各学級の平均値が分かる資料、(イ)児童質問紙(小学校)、および生徒質問
紙(中学校)に関する、(a)貴団体内の平均値、(b)各学校の平均値、および
(c)各学級の平均値が分かる資料、そして(ウ)学校質問紙(小学校・中学校)に
関する、(a)貴団体内の平均値、および(b)各学校の回答が分かる資料、それか
ら(2)、(3)となっております。請求の理由としましては、大学のゼミ研究で使
用するためとなっております。6ページをお願いいたします。それに対して、平成2
9年6月9日付で公文書非公開決定通知書を出しております。公開しないことを決定
した公文書の名称は「全国学力学習状況調査の平均値、児童質問紙、学校質問紙の回
答がわかる資料」ということで、根拠としましては、いちばん下にありますが、全国
的に実施された学力学習状況調査であるが、公にすることにより序列化や過度の競争
が生じることで、正確な情報が得られなくなる可能性があり、児童生徒の状況把握が
出来なくなるなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとなっております。
4ページをご覧ください。それに対しての不服申立書が6月20日付で出され
ております。一番目、不服申し立てに係る処分として、平成29年6月9日付で那教
学学第242号における「全国学力・学習調査」の結果等に関する公文書非公開決定、
処分があったことを知った月日は平成29年6月13日、不服申立趣旨としては、上
記決定を取り消し、公開決定を求めるとなっております。理由としては、ここに書い
てありますように、那覇市教育委員会は当該公文書を公開しない理由として、「全国
的に実施された学力・学習状況調査であるが、公にすることにより序列化や過度の競争
が生じることで、正確な情報が得られなくなる可能性があり、児童生徒の状況把握
が出来なくなるなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、
同市情報公開条例第7条第1項第4号オに該当する非公開情報だと判断しています。
しかし、法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えない「おそれ」があるからと
言って、同市情報公開条例第7条第1項第4号オの「公にすることにより、当該事務
又は事業の適正な執行に著しい支障が及ぼすことが明らか」と結論付けることはでき
ないと考えます。次のページです。また、「公にすることにより、序列化や過度の競争
が生じる」とありますが、すでに学級別の平均正答率を開示している鳥取県におい
てそのような事態が生じているのでしょうか。もし生じていないのであれば、那覇市
教育委員会の指摘する理由は単なる可能性に過ぎないのではないのでしょうか、という
形であります。

次に2ページの資料をご覧ください。これは弁明書になっています。2 弁明書の趣旨ですが、「本件審査の請求を棄却する」との裁決を求めるということで、弁明書も出しております。資料説明は以上です。よろしくお願いします。

神村委員長 はい、以上の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ※個人情報にかかる資料確認

武富課長 ※個人情報にかかる資料説明

本仲委員 公開請求書の中で少しわからないところがありますが、大学のゼミ研究に使用するためと書いてありますが、そのゼミの目的は何になるのでしょうか。ゼミに使用して何を分析するのか。どういう内容を分析したいのか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 県でもそれについて確認するということでしたが、まだ具体的内容ということでは確認はしておりません。ただ、請求する場合にこの理由については、答えなくていいとなっています。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 ほかの市町村にも請求しているかどうかということもわからないですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 浦添市にも同じように請求していると聞いております。

本仲委員 そして浦添市もやはり同じような対応をとられていますか。

武富課長 はい。同じように。

神村委員長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 (3)は公開しているということですか。(1)だけが非公開ということですか。

武富課長 (2)と(3)は公開しています。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 (2)、(3)については、まだ公開しておりません。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 以前、静岡県知事が公開を命令したようなことがありましたが、那覇市の教育委員会の姿勢としては、まずは非公開で対応するということで、よろしいでしょうか。

武富課長 はい。

饒波委員 はい、わかりました。

本仲委員 過去にもそのような公開請求がありましたか。全国学力テストについて。

武富課長 はっきりとした記録はありませんが、これまでは無かったと思います。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 担当より追加説明がありますので、よろしいでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

池原指導主事 5ページにございます、鳥取県における事例でございますが、鳥取県教育委員会に確認をいたしました。公開に関しては、年間3回の公開請求があった模様でございます。個人で研究するために毎年同じように公開請求している件が1件と、残りの2件はマスコミ関係からの開示請求があった模様でございます。それからこちらにありますように、学級に関しては黒塗りで学級が特定できないような公開の仕方をしている模様でございます。例えば、1校1学級の学校となりますと、公開することによって個人が特定されてしまうおそれがあるということから、そういった公表の仕方をしているのが鳥取県の事例でございます。よろしいでしょうか。続きまして3ページです。京都府の城陽市に同様な情報公開請求があり、平成28年12月に大阪高等裁判所が下した決定によりますと、不開示の判決を出していますが、そのことに不服ということで最高裁に上告しております。ですが、最高裁でこの上告が棄却をされておりますので、大阪高等裁判所の判決が確定されておまして、最終的には司法判断がなされています。そういった理由で那覇市においても公に公開しないという方針にしています。

神村委員長 これまで那覇市にはいろんな請求があったと思いますけれども、学校の公開はあったりしますが、学級の公開というのは聞いたことがない例ですよ。はい、どうぞ。

饒波委員 クーラー設置状況など環境とか、学年の人数とかも出ているので、そういうことを関連付けて研究してみようと思ったかも知れませんね。

神村委員長 学習環境はわかります。これは私達も理解は出来ますけれども。はい、どうぞ。

池原指導主事 クーラーに関しては、浦添市に同様の開示請求がありましたが、浦添市では調べようがないということで、請求者あてに返答したら、ではこの件は取り下げますと、そういう話をされました。

渡慶次教育長 クーラーは調べようがないということ。

池原指導主事 そういうことで、事前のやり取りがあったみたいです。

神村委員長 この時期にクーラーはどこも使用していませんね。使用開始は5月からですからね。該当の時期は4月ですよ。その時期だけではなく年間の使用ということでしょうか。

饒波委員 この案件は、審査会に諮問したんですよ、そこから回答があるわけですけど、その回答でまだ展開するということですか。今は回答待ちということでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 今、審査会に出して、その審査を待つという形になります。

本仲委員 審査結果が出たら、そのとおりということですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 審査のとおりということになります。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 答申して諮問があったにしても、諮問を受けるだけで、我々がやらないと判断とし

たらそれはそれでいいということです。諮問どおりやらなくてはいけない、ということではないと思います。

饒波委員 ご意見ですからね。なるほど。

神村委員長 諮問していただくだけですよね。決定ではないですからね。

饒波委員 決定はこちらで、ということですね。はい、わかりました。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 例えば、静岡県で知事が全国学力テストの平均から下の学校は公表すると、上位の校長の氏名を報告しました。ということは開示したのと結局一緒ですね。

神村委員長 はい、ほかにありますか。教育教員会の姿勢としては、先程もありましたように、諮問していただくわけですから、開示しないという方向ということですね。

武富課長 はい、そうですね。

本仲委員 私も個人的な意見としては、非公開にしてもらいたい。

饒波委員 そうですね。

神村委員長 今、本仲委員からも出ましたが、やはり開示しないほうがいいと思います。ほかにありますか。よろしいですか。では議案第20号「公文書非公開決定に対する審査請求について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第20号「公文書非公開決定に対する審査請求について」は、議決いたしました。

では次に参ります。議案第21号「平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針について」を議題といたします。では、屋比久部長、お願いいたします。

屋比久部長 議案第21号でございます。「平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針について」、平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針について、別紙のとおり決定する。平成29年8月1日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由でございますが平成30年度の組織編成に向け、平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針を決定する必要があるので、この案を提出するものです。詳細につきましては総務課で説明いたします。

神村委員長 はい、では、仲程課長、お願いいたします。

仲程課長 ページをめくっていただきまして、平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針ですが、1ページから2ページまでがこの議案関連です。それから3ページ、これは今年度と平成30年度（案）の比較表があります。3ページの次に、平成30年度組織等及び定員に関する方針ということで、市長部局の方針でございます。これとの整合性を図りながら教育委員会も方針を策定する必要がありますので、参考に添付しています。それから別添です。第2次那覇市教育委員会中期定員管理方針です。参考にご覧になってください。詳細については、金城主幹から説明いたしますので、よろし

くお願いいたします。

神村委員長

はい、お願いいたします。

金城主幹

お願いいたします。まずお手元の横書きになっている、平成29年度と平成30年度（案）の教育委員会組織運営方針の比較表をご覧ください。この表を基にご説明したいと思います。平成29年度と平成30年度と比べて、新しい項目は入っておりません。削除した項目が3項目、あとは文言修正がいくつかございます。上から説明していきます。平成30年度教育委員会組織「定数」を二重線で消して「定員」に統一し「平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針（案）」としています。市長部局も「定数」から「定員」に変更しておりますので、教育委員会もあわせて「定員」にしたいと思います。資料をお渡ししてありますが、教育委員会では大元である「第2次中期定員管理計画」でも「定員」という言葉が使われておりますので、それにあわせていく形で「定数」を「定員」と変更して、全部書き換えてあります。それでは本題に入ります。まず教育委員会決定の下の部分、平成30年度教育委員会の組織機構及び「定数」を「定員」に直しております。その次、3行目です。「市長部局の平成30年度組織機構及び定員に関する方針（平成29年度7月7日市長決済）」ということで、年度ごとの方針がありますので、年度を変更して載せてあります。次です。基本方針の1行目、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、「特に国民健康保険事業の赤字解消については」という文言を削除してあります。財政が厳しいのは国保だけではなく、いろんな問題があるということで特にこれを載せる必要はないのではないかとということで削除とし、市長部局にあわせる形をとっております。それから10行目です。段落が変わって、「定数管理については」の文言を「定員管理については」へ修正します。同じく10行目の「定員管理方針（平成29年5月24日）及び」は削除します。那覇市は平成29年度まで「中核市那覇定員管理方針」があり、その下にこの「定員管理方針（5月24日決裁）」がありますが、先ほど出てきた「平成30年度組織機構及び定員に関する方針（平成29年7月7日市長決裁）」が、この「中核市那覇定員管理方針」を基に作られていますので、特にこれは必要ないということで、削除しています。教育委員会としては「第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画」が基になりますので、これはそのまま残し、次の（平成27年2月5日教育委員会議決）はこれを削除しています。2ページをお願いします。2ページの2、「定数」という言葉を省いて「定員管理」と修正しています。（1）「定数及び」を削除し、「定員見込数」としています。5行目の「第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画を踏まえ、383人程度を見込む」とありますが、前回の413人から30人減っています。この内訳ですが、当初413人見込みだったものが、調理員1人が中途退職、幼稚園がこども園に移行したために5園、11人の減、あと、療養枠で1人おりましたので、トータル13人減ということで、平成29年度の定数が400人になってお

ります。その400人から今度目途にしているのが、現業職5人、内訳は調理員4人と用務員1人です。また、平成30年度に幼稚園が12園、こども園に移行ということで、基本的に主任クラス12人は移行するだろうということで、12人減ということで合計17人、400人から17人減をして、383人程度を見込むと想定しております。次です。削除している(2)は一括交付金関係ですけれども、この事業は平成33年度までの継続事業が主なものとなっています。新規事業が今後増えていくということはないので、あえて載せる必要はないと考えて全て削除しています。市長部局でもこの様にしております。次です。表の右側を基準にすすめています。

(2)の現業職の退職不補充についてということで、本文を少し変えております。

「現業職業務については、退職不補充を原則とし、外部委託を推進する」ということで、前回の「外部委託を推進することを原則とし、退職不補充とする」と少し前後が変わっていますが、今回意図したのは、「今後の現業職のあり方についての方針」というものが、市長部局から平成23年度に出ていますので、それに合わせる形で変更しております。その次です。(3)幼稚園教員の定員について、(4)外部委託等の推進について、(5)指定管理者制度については変更ございません。(7)の多様な任用形態の職の活用については、再任用職員、任期用職員、非常勤職員、臨時職員などの活用を検討するということになっていますが、次の(6)～(9)に挙げられていますので、重複のため削除しました。(6)非常勤職の設置について、非常勤職の設置については専門的な業務等を勘案し設置するとしております。これについては、今後、再任用がどんどん増えるということで、一般業務は再任用の方が担って、非常勤は今後、専門的な業務させるという方向を示していくということで、市長部局と合わせる形で変更しております。(7)臨時職員の配置については変更ございません。3ページをご覧ください。(8)再任用職についてということで、文言全部変更です。

「各課の業務内容、業務量を勘案し、知識と経験等ノウハウを生かせるよう再任用職を配置する」ということで、市長部局の定員管理方針に文言をあわせて、変更しています。前回の文は全て削除としています。(9)暫定配置(時限配置)した定数定員職員については変更ございません。(10)採用職種についてということで、この内容は当然のことということで、市長部局では外していますので、教育委員会もあわせて削除しています。(10)全国高校総合体育大会については、平成31年度開催ということでそのまま残しています。以上が主な変更点になります。すみません、1件修正がございます。(9)暫定配置(時限配置)した定数定員職員です。見え消し線が抜けています。「定数」を削除し「定員職員」となります。「定数」を削除お願いします。申し訳ありません。以上で説明を終わります。

神村委員長

はい、この件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。今何度か、市長部局とあわせて、というものがありましたが、これ

は全庁的にそのようにしなさいということだった訳ですか。

仲程課長 定数管理については、那覇市全体の定数管理というものが基本的にはございまして、抑制をしていくという方向性というのは、同じ範疇に入っていますので、その考え方として教育委員会の定数についても抑制をしていくという主旨です。

神村委員長 はい、わかりました。「市長部局にあわせる」との説明がいくつかあったものですから。素人の私達を読むと、これまでの教育委員会の文言がとても細かくて、丁寧でという感があって、削除後の文言は専門家が見たらわかるかもしれませんが、そのような感じを個人的には受けました。消したら改めてとても丁寧にいろいろと書いてあったのかなということを感じました。意見です。

仲程課長 丁寧であるかどうかというものが今回の修正ではなくて、あくまでもこれは那覇市全体として、基本的には職員向けあるいは外部向けに出すような文章になりますので、市長部局も教育委員会も考え方としては同じです、ということがどうしても必要になりますので、細かく書くこともできると思いますけれども、基本的には同じスタイルで出したほうがいちばん良いということで、このようにしています。

神村委員長 はい、ほかに。はい、どうぞ。

本仲委員 「那覇市の財政状況が極めて厳しい状況にあり」というところの、次の「特に国民健康保険事業の～」というところが消されていますよね。要するに国保の事業の赤字は非常に大きいわけですよね。ところが今の説明では、これだけではないということであったわけですが、やはり国保の事業の赤字解消というのは大きいのではないですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

屋比久部長 これについては、平成26年度から将来的に赤字を持ったままでは県への移行が出来ないということで、3年計画で、平成29年度までにこれを解消しようということで取り組んで、財政当局によるとある程度、目途が付いてきたということで、これまで職員にも相当な負担をかけて、予算を削りなさい、効率化をしなさいということで、相当な負担感がありましたので、平成30年度は思い切ってその文言を削除して、全庁的にまだ厳しい、という表現にしようということになったようです。

神村委員長 平成30年度で県に移行ですか。

屋比久部長 国保は平成29年度です。

神村委員長 平成29年度までが那覇市ということですか。

屋比久部長 赤字を解消して、その後ですよ。どんなふうになっていくのか。

渡慶次教育長 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩いたします。

～ 休憩 ～

神村委員長 再開します。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 説明では、非常勤は専門職で、再任用は一般職という説明があったと思いますが、再任用のところを読む限り、文言から一般職というようなニュアンスはあまり感じ取れないのですが、これは運用で行うということでしょうか。非常勤の場合は「専門的な業務等を勘案し」とありましたが。少し休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します。

～ 休憩 ～

神村委員長 再開します。再任用職についてお願いいたします。

金城主幹 元々、非常勤というのは、基本的に専門職という方向で設置されたものですが、実際は非常に忙しいところに非常勤、臨時職員もそうですが配置されています。今後、平成30何年ですか、国の指導で非常勤は特別非常勤ということで、専門職に持っていきなさいとの方向付けも出ていますので、それに合わせる形となっています。非常勤は専門職が本来の姿ということで、専門職ではない再任用の方も今後増えていきますので、その方々を今の非常勤に置き換える形で配置して、非常勤は専門職としていくという、あくまでもその方向付けです。実際には全てをすぐ変えていくということとは多分不可能だと思いますので、方向付けを文言で示そうという事で載せています。

仲程課長 再任用職については、我々、正職員と同様に給与体系、給料表の仕組みがあります。それから通常の非常勤職員、特別職については、給料の部分についてはいわゆる報酬ということで、その仕切る根拠と言いますか費目と言いますか、それもそもそも違うというところがあります。それから臨時職員については、基本的には人件費のようなものですけれども、賃金で支払いしているということで、財務分析上では物件費というような形があるようだけれども、そのような意味から言っても、再任用職についてはこの中では一般職か特別職であるか、はっきりしないけれども、任用の方法というか、人材をどう扱うかという意味での方針という意味で書かれていますので、特にその文言としては、一般職であるということを特別に書いているということではないということになります。

饒波委員 はい、ありがとうございます。

神村委員長 よろしいでしょうか。よろしいですか。はい、では議案第21号「平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針について」は、議案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第21号「平成30年度教育委員会組織定員管理運営方針について」は、議決いたしました。

はい、以上を持ちまして、平成29年度第9回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第15号	那覇市立図書館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第16号	平成 30 年度使用小学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第17号	平成 30 年度使用中学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第18号	平成 30 年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第19号	平成 30 年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第20号	公文書非公開決定に対する審査請求について	原案どおり可決
議案第21号	平成 30 年度教育委員会組織定数管理運営方針について	原案どおり可決